第8-3表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth

			日本	
	種別	若年者の就職支援	同左	同左
	名称	新卒応援ハローワーク	ユースエール (若者雇用優良企業認定制度)	新ジョブ・カード制度
	運営 主体	厚生労働省,都道府県労働局, ハローワーク	厚生労働省,都道府県労働局, ハローワーク	厚生労働省,都道府県労働局,ハローワーク
	対象者	新卒者·既卒者	新規学卒者等	学生, 在職者, 求職者等
	主な内容	・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後未就職の者の就職を専門に支援する「新卒応援ハローワーク」を全国56か所(2019年7月時点)に設け、無料でサービスを提供・新卒応援ハローワーク等において、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の定着支	若者の採用・育成に積極的で、若 者の雇用管理の状況などが優良 な中小企業を厚生労働大臣が認 定する制度。企業の情報発信を 後押しすることなどにより、企業が 求める人材の円滑な採用を支援 し、若者とのマッチング向上を図 る。ユースエールの認定企業となる 条件は、一定の認定基準を満たす 常時雇用する労働者が300人以	新ジョブ・カードは、2008年に活用を開始した「ジョブ・カード」の様式、活用方法等を見直し、2015年10月から再スタートした。「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールである。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進する労働市場インフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談

・卒業までに就職が決まらなかった 既卒者に対し卒業後 もジョブサ ポーターによる個別支援を実施

援等を強化

- ・新卒応援ハローワークのジョブサ ポーターと大学のキャリアカウンセ ラーの連携を一層密にする等.学 校の協力により、未内定の学 生・生徒の情報を学校と新卒応 援ハローワーク等で共有し、ジョブ サポーターが 電話等で新卒応援 ハローワーク 等への利用を呼びか けるなど、未内定の学生・生徒に 対し, 一貫した就職支援を行う ・未内定の学生・生徒のために, 中堅・中小企業を中心とした就 職面接会を開催
- 常時雇用する労働者が300人以 下の事業所
- ・ハローワーク等で重点的 PR の実
- ・認定企業限定の就職面接会等 への参加
 - ・企業の商品,広告などに認定 マークを使用
 - 若者の採用・育成を支援する次 の関係助成金を加算
 - ① キャリアアップ助成金
 - ② 人材開発支援助成金
 - (旧キャリア形成促進助成金) ③ トライアル雇用助成金
 - ④ 特定求職者雇用開発助成
 - 余 (3年以内既卒者等採用定
- 着コース) ・日本政策金融公庫による低利
- 公共調達における加点評価など



- ンサルティング等の個人への相談 支援のもと, 求職活動, 職業能力 開発などの各場面において活用さ れる
- 生涯を通じたキャリア・プランニン グ:キャリアコンサルティング等の 支援の前提となる個人の履歴 や, 支援を通じた職業経験の棚 卸し, 職業生活設計等の情報 を蓄積し、訓練の受講、キャリア 選択等の生涯のキャリア形成の 場面において活用する「生涯を 通じたキャリア・プランニング 1とし ての機能
- 職業能力証明:免許・資格, 教育(学習)·訓練歷,職務 経験,教育・訓練成果の評価, 職場での仕事振りの評価に関 する職業能力証明の情報を蓄 積し, 場面・用途等に応じて情 報を抽出・編集し、求職活動の 際の応募書類、 キャリアコンサル ティングの 際の資料等として活 用する, 職業能力を見える化し た「職業能力証明」としての機

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	日本	(続き)
種別	若年者の就職支援	非正規雇用労働者のキャリアアップ支援
名称	わかものハローワーク・サポステ	キャリアアップ助成金制度
運営 主体	厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク	厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク
対象者	フリーター, 無業者等	非正規雇用労働者
主な容	■フリーター等の正規雇用化の推進 ・わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援:おおむね 45 歳未満の正社員を目指す若年者を対象としたわかものハローワークを全国 28 か所(他にわかもの支援コーナー50 か所,支援窓口 154 か所 2019 年 4 月時点)に設け,通常の職業相談・職業紹介,求人開拓等に加え,担当者制によるきめ細かな個別支援,模擬面接,履歴書・職務経歴書の作成指導,継続的な求人情報の提供,来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施 ・トライアル雇用制度の活用による就職支援:ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により,企業における 3 か月の試行雇用を行う「トライアル雇用」(1 人当たり月額最大 5 万円,最長 3 か月,2015 年 10 月から)の活用により,常用雇用への移行を促進する ■若年無業者等の職業的自立支援の推進 ・地域若者サポートステーション(サポステ)を全国175 か所(2019 年 7 月時点)に設置し,働くことに困難を抱える 15~39 歳までの若者を対象に、キャリアコンサルタントなどによる職業的自立に向けた専門的相談、職業体験などの各種支援プログラム,他の若者支援機関への誘導など,職業的自立に向けた支援を無料(合宿形式の支援など一部有料)で実施 ・2018 年度より 175 か所に拡充するとともに,就職 氷河期世代の 40 代前半の無業者に対する就職 支援をモデル的に実施する予定	・企業内での非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する ・正社員化、賃金規定等改定、諸手当制度共通化、などのコースがあり、そのうちの正社員化コースについて、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を正社員に転換等した場合、以下①又は②の助成額に、一定額を加算する ① 有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した場合は中小企業に1人当たり57万円、大企業に1人当たり42.75万円② 有期契約労働者から無期雇用労働者に転換又は無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換又は無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換した場合は、中小企業に1人当たり28.5万円、大企業に1人当たり28.5万円、大企業に1人当たり21.375万円

養成·訓練制

アメリカ

種別	学校における職業教育・職業体 験(注1)	同左	養成·訓練制度等
名称	テックプレップ	コーポラティブ教育	登録養成訓練制度
	(Tech-Prep)	(Cooperative Education)	(Registered Apprenticeship)
創設	1990年代	20世紀初頭	1937年
運営	テックプレップ推進組織	各学校及び対象となる事業主	事業主団体・労働組合団体の共
主体	(Tech-Prep Consortium)		同,個々の事業主,個々の事業 主と事業主団体との共同など
対象者	高校生。11学年(日本における 高校2年生)から開始し、14学年 (日本における大学2年生)まで	主に12年生(日本における高校3 年生)	16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし、危険な業務については18歳以上
主な内容	中等教育の最後の2年間と準学 士資格を取得可能な高等教育 機関における2年間の教育を結合 させた4年一貫教育。当該4年間 で,専門的職業教育科目と,数 学,自然科学,コミュニケーション科 目の双方の履修が義務付けられる	主に12年生(日本における高校3 年生)を対象とした,有給の職業 実習型の教育であり,学校での職 業教育と並行して行われる。コーポ ラティブ教育の経験が単位となった り,学位授与の要件になったりする	実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦政府が定める政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には、登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証される参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け、その他の時間は、職種に関する教育を教育機関等で受講するプログラムの期間は平均すると3~4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる

注 1) このほか、「キャリア・アカデミー(Career Academy)」がある。

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

		アメリカ(続き)		
種別	情報提供支援	就職困難者等への支援 (宿泊型若年者集団教育訓 練)	就職困難者等への支援	
名称	O*NET(Occupational Information Network/Online)	ジョブ・コア (Job Corps)	WIOA若年プログラム (WIOA Youth Formula Grants)	
創設	1998年10月	1964年	2014年	
運営 主体	国立O*NET協会 (National O*NET Consortium)	連邦労働省のジョブ・コアの本部 (National Job Corps Office), 6 か所の地区管轄支部 (Region Office) 及び全米122か所のジョ ブ・コアセンター	連邦労働省が資金提供し,各州 政府が実施	
対象者		16〜24歳までの経済的に不利な 立場にある青少年	14〜24歳の就職困難者	
主な容	インターネット上で公表されている 職業に関する総合的なデータベース (https://www.onetonline.org) 求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索 することができる	参加者は、原則として寮に宿泊し、 社会生活を営む上での基本的な しつけから、読み書き、算数などの 基礎的な学習及び職業訓練を受 ける 参加費は基本的に無料。さらに、 毎月小遣いが支給される 参加期間は、原則として最長2年間 研修中に高校卒業あるいはGED (高校卒業者と同様の素養を身 につけていることの証明書)の資 格を取得可能	職業紹介, 職業訓練などのサービスを総合的に提供をするワンストップ(キャリア)センター (One-Stop Career Center)を運営するWIOAアメリカ・ジョブセンター及び地域コミュニティの職業訓練を担う地域労働力開発委員会 (Local Workforce Development Boards)の下で、14~24歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して連邦労働省が助成金を提供するプログラム	

	/ U	м т	-
_	-	ш	
	- 1	_	_

種別	学校における職 業 教育・職業 体験	同左	同左	養成·訓練制 度等	同左	情報提供支援
名称	仕事関連学習	継続教育	UTC(注2) による技術教育	アプレンティス シップ	トレイニーシップ	全国キャリア・ サービス
創設				2004年	2013年	2012年
運営 主体	教育省	教育省	教育省が所管, 非営利団体が 運営	教育省	教育省	教育省
対象者	主に14~16歳 (中等教育機 関の在学者)	主に16歳以上	14~19歳	16歳以上	16~24歳	13歳以上 (主に19歳以 上)
主な容	中等教育機関ア教育機関ア体験などの力が、2012年以来で育典力が、2012年以外や育機関の方法が、実施の有有教育のはになった。	職業訓練や高 等教育への教育の を提供。主統が提供 を担う	アカデミー (フリースクール)。 大学との連携に よる高度の変を提供が目指されている	働きながら訓練 を受け, 資格取 得や技術の習 得など目指す	6週~6か月間 にわたり訓練プロパイダーにもり 可パイダーにより では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	就業や訓練して、就業やに関わてが、ままなどに対して、ガイスを提供によりである。 かんしょう はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか

- 注 2) UTC: University Technical College.
 - 3) ①~④の各内容は次のとおり。①職務能力・技術的知識に関するレベル2 (非熟練に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得,②職務能力・技術的知識に関するレベル3 (技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得,③職務能力・技術的知識に関するレベル4~7 (準学士レベル以上)の資格取得,④職務能力・技術的知識に関するレベル6~7 (学士,修士相当)の資格取得。

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	F1"				
種別	学校における職業 教育・職業体験	同左	情報提供支援	養成·訓練制度等	就職困難者等への 支援 (注6)
名称	義務教育における 職業指導	各種職業学校	職業情報センター (BIZ)	職業養成訓練生制度(注5)	初期職業資格付 与 (Einstiegsqualifi zierung: EQ)
創設				19世紀初頭	
運営 主体	各学校		連邦雇用エージェンシー	企業及び職業学校 (Berufsschulen)	連邦雇用エージェンシー
対象者	主に若年者	主に若年者	主に若年者	年齢制限はないが, 主に若年者	初期職業訓練を行 う民間又は公営企 業の事業主
主な内容	職業活動体験は、ハウプトシューレ (基幹学校)では生徒の義務。レアルシューレ (実科学校)、ギムナジウムる 任意。職力以外が、大変をは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力では、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に、大力に	上級学校非進学 者の多数が,職業 学校(Berufsschule), 全日制の職業専門 学校(Berufsfach- schule),専門学校 (Fachschule)に進ん でいる	各所の公共職業 安定所に付属され たセンター。若年 者を顧客の中心と して、職業養成訓 練や学業,継続訓 練などについて相 談・情報 行っている	若年者を主対象に,企業がその職場を決議する職業等でを、職業で、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	企業において若年 者が就業前に作者 経験を得ることを目 的とするプログラム。 プログラム実施企する 古、訓練に約かを交 は、訓練に約を験を と要解を です。 で書語交付を は、する との体を は、する との体を がする は、する との体を は、する との体を は、 は、する との体を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 がらる。 を がらる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、

- 注 4) ハウプトシューレ、レアルシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ(日本の小学校に相当)修了後に入学する中等教育機関。
 - 5) 養成訓練制度(Ausbildung)は、デュアルシステム(Deualensysytem)ともいう。
 - 6) そのほか, 労働機会提供(1ユーロジョブ)については第9-11表(p.319)を参照。
 - 7) 職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない 若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占め る。

	フランス				
種別	学校における職業教育・ 職業体験	同左	養成·訓練制度等	同左	
名称	交互教育	大学付設職業教育セン ター(IUP)	見習訓練契約 (Contrat d'apprentissage)	熟練化契約 (Contrat de professionnalisation)	
創設	1989年	1991年	1986年法律改正	2004年10月	
運営 主体	学校と企業の産学連携	大学	契約締結可能な雇用 主:公的部門も含む全 ての事業主。社会保険 料雇用主負担の一部免 除などの優遇措置あり	契約締結可能な雇用 主:全ての企業(国, 地方自治体,行政機関 を除く)。国からの手当 支給あり	
対象者	中・高等教育の学生	大学生	義務教育を終了した16 〜25歳の若年者, 26歳 以上の若年障害者等	16~25歳, 26歳以上の 求職者, 積極的連帯所 得手当(RSA: revenu de solidarité active) などの各種福祉手当の 受給者	
主な内容	若者の能力向上と就職 促進のため、学校での教育と職場での訓練を交 互に行う	企業の要求に即した人材育成のため、工学、商学、一般行政、財務管理、情報・コミュニケーションの5専攻が設置され、全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される	CAP(職業適格証)に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業がら、実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となってからの最数に応じて、SMIC(賃金)の25~78%以上の賃金を支払う	期間の定めのない契約 又は6か月から12か月, 最長24か月の有期限契 約を締結。被雇用者と なった者は,就業しながら,職業訓練機関又は 就業中の企業で職業訓練を受け,社会で通用す る資格取得や就業能力 の獲得を目指す	

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	フランス	(続き)
種別	就職困難者等への支援	情報提供支援 (注8)
名称	雇用と自立に向けた支援契約コース(PACEA)	地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO)
創設	2016年8月	1989年
運営主体	国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域 ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センター が運営を行う	国, 地方公共団体
対象者	16~25歳のすべての若年者	16〜25歳を中心とする若年者
主な内容	12か月間の集中的かつ集団的な支援で、就業と自立を支援するための契約 無資格や低資格の求職者、非就業状態の若年者を対象とするスキル投資計画(CIP)の枠組みで展開される職業訓練を提供するというもの	社会的生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため、専門のカウンセラーを配置し、適職発見支援、求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、求職活動指導等さまざまな支援を行う

出典: 日本:厚生労働省,文部科学省,経済産業省,東京新卒応援ハローワーク,日本経団連ウェブサイト その他:労働政策研究・研修機構(2009.7)「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」, 厚生労働省「海外情勢報告」,各国労働省ウェブサイト等

注8) ほかに、「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」、「青少年情報・資料センター(CIDJ)」、「進路情報・指導センター(CIO)」 及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。